

恵那市明智回想法センター管理規則の一部改正について（平成27年恵那市規則第10号）

新	旧
<p>○恵那市明智回想法センター管理規則 平成27年3月24日規則第10号 改正 令和2年7月2日規則第58号 恵那市明智回想法センター管理規則 恵那市明智回想法センター管理規則（平成17年恵那市規則第17号）の全部を改正する。 (趣旨) 第1条 この規則は、恵那市明智回想法センター条例（平成17年条例第48号。以下「条例」という。）<u>第2条</u>の規定に基づき、恵那市明智回想法センター（以下「回想法センター」という。）の<u>管理運営に</u>關し、必要な事項を定めるものとする。 <u>(事業)</u> 第2条 <u>回想法センター</u>で行う事業は、次のとおりとする。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 回想法事業に</u>關すること。 <u>(2) 回想法の普及啓発に</u>關すること。 <u>(削除)</u></p>	<p>○恵那市明智回想法センター管理規則 平成27年3月24日規則第10号 改正 令和2年7月2日規則第58号 恵那市明智回想法センター管理規則 恵那市明智回想法センター管理規則（平成17年恵那市規則第17号）の全部を改正する。 (趣旨) 第1条 この規則は、恵那市明智回想法センター条例（平成17年条例第48号。以下「条例」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、恵那市明智回想法センター（以下「回想法センター」という。）の<u>減免に</u>關し、<u>恵那市公の施設の使用料等減免取扱規則</u>（平成23年恵那市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 <u>(利用料金の減免)</u> 第2条 <u>条例第9条の2の規定により減免することができる利用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 市内に在住する65歳以上の高齢者が利用する場合 全額</u> <u>(2) 市内のこども園、保育園及び幼稚園の園児並びに小学校（特別支援学校の小学部を含む。）の児童並びに中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の生徒並びにその引率者が教育課程に基づく教育活動として入館する場合 全額</u> <u>(3) その他市長が特に必要と認める場合 市長が相当と認める額</u> <u>(利用料の減免申請)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 第3条 <u>条例第9条第2項の規定により明智回想法センター利用料の減免を受</u></p>

新	旧
(削除)	<u>けようとする者は、次に掲げる事項を記載した減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u>
(削除)	<u>(1) 利用目的</u>
(削除)	<u>(2) 減免理由</u>
(削除)	<u>(3) 利用日時及び使用施設</u>
(削除)	<u>(4) 申請者の住所及び氏名</u>
(削除)	<u>(5) その他必要な事項</u>
(削除)	<u>2 指定管理者は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに、減免の可否を決定し、減免許可書を申請者に交付するものとする。</u>
(削除)	<u>(利用料金の返還)</u>
(削除)	<u>第4条 条例第10条ただし書の規定により返還することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u>
(削除)	<u>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなかった場合 全額</u>
(削除)	<u>(2) 利用日の前日（当該前日が条例第4条に定める休館日に当たるときは、休館日の前日）までに利用許可の取消しを申し出て、指定管理者の許可を受けた場合 全額</u>
(削除)	<u>(3) その他市長が特に必要と認める場合 市長が相当と認める額（委任）</u>
(削除)	<u>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u>
(使用の申し込み)	<u>(追加)</u>
第3条 条例第6条の規定により回想法センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、恵那市明智回想法センター使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。	<u>(追加)</u>
(使用許可)	<u>(追加)</u>
第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、許可する場合は、恵那市明智回想法センター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。	<u>(追加)</u>

新	旧
(遵守事項)	<u>(追加)</u>
第5条 使用者は、回想法センターの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	<u>(追加)</u>
(1) 建物内をたえず清潔に保つこと。	<u>(追加)</u>
(2) 他の使用者に危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。	<u>(追加)</u>
(3) みだりに火気を使う行為その他の危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。	<u>(追加)</u>
(4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙をしないこと。	<u>(追加)</u>
(5) 使用許可以外の場所に立ち入らないこと。	<u>(追加)</u>
(6) 許可を受けないで印刷物等を掲示し、又は配付しないこと。	<u>(追加)</u>
(7) 許可を受けないで物品を展示し、又は販売しないこと。	<u>(追加)</u>
(8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。	<u>(追加)</u>
(委任)	<u>(追加)</u>
第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。	<u>(追加)</u>
附 則	附 則
この規則は、平成27年4月1日から施行する。	この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則（令和2年7月2日規則第58号）	附 則（令和2年7月2日規則第58号）
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
様式第1号（第3条関係）	<u>(追加)</u>

新				旧
恵那市明智回想法センター使用申請書 年 月 日 恵那市長様 (申請者) 住 所 団体名 氏 名 電 話 ()				
下記施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。				
使 用 目 的	行 事 の 名 称		使 用 予 定 人 員	人
	行 事 の 内 容			
使 用 日 時 及 び使 用 施 設	使 用 年 月 日 (暦)	使 用 施 設 名	使 用 時 間	備 要
	・・()		午前 時 分～午後 時 分	
	・・()		午前 時 分～午後 時 分	
	・・()		午前 時 分～午後 時 分	
附 属 設 備 及 び 品	<input type="checkbox"/> 使用する (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない 持込設備 <input type="checkbox"/> ある (別紙のとおり)			
冷 暖 房 設 備	<input type="checkbox"/> 使用する (時 分～ 時 分) <input type="checkbox"/> 使用しない			
使 用 責 任 者	住 所			
	姓 名	(電話)		
*使 用 料	円			
*使 用 許 可 の 条 件				
*受 付 年 月 日	年 月 日	*許 可 年 月 日	年 月 日	第 号
*備 考				

備考

- 1 別紙行事内容表を添付してください。
- 2 使用時間には、準備及び原状に回復する時間を含むものとする。
- 3 ※印欄は記入しないでください。

新	旧
様式第2号（第4条関係）	(追加)

新

恵那市明智回想法センター使用許可書

年　月　日

(申請者) 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 _____ 様

電 話 () _____

旧

下記施設の使用を次のとおり許可します。

使 用 目 的	行 事 の 名 称		使 用 予 定 人 員		人
行 事 の 内 容					
使 用 日 時 及 び使 用 施 設	使 用 年 月 日 (曜)	使 用 施 設 名	使 用 時 間	概 要	
	・ ・ ()		午 前 時 分 ~ 午 後 時 分		
	・ ・ ()		午 前 時 分 ~ 午 後 時 分		
・ ・ ()		午 前 時 分 ~ 午 後 時 分			
附 属 設 備 及 び 備 品	<input type="checkbox"/> 使用する (別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 使用しない 持込設備 <input type="checkbox"/> ある (別紙のとおり)				
冷 暖 房 設 備	<input type="checkbox"/> 使用する (時 分 ~ 時 分) <input type="checkbox"/> 使用しない				
使 用 責 任 者	住 所				
	姓 名	(電話)			

※ 使 用 料	円
※ 使用許可の条件	

※備考

- 1 恵那市明智回想法センター条例及び規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- 2 使用後は、附属設備及び備品等を原状に復し、係員の点検を受けてください。
- 3 使用許可の取消し等によって、使用者が受けた損害については、市はその責を負わない。

第 号

年　月　日

恵那市長

印

